

岡山県介護老人福祉施設等入所指針（新旧対照表）

項目	改正前	改正後
1 目的	(略)	(略)
2 入所の対象者	入所の対象者は、要介護1から5の認定を受けている者で常時介護を必要とし、居宅において介護を受けることが困難な者とする。	<p>入所の対象者は、入所申込者のうち、<u>要介護3から要介護5までの認定を受けている者であって常時介護を必要とし、居宅において介護を受けることが困難なもの、及び要介護1又は2の認定を受けている者であって、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であるとして、特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が必要なものとする。</u></p> <p>なお、特例入所が必要な者は、次の各号のいずれかの要件に該当する者とする。</p> <p>ア <u>認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られるもの</u></p> <p>イ <u>知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られるもの</u></p> <p>ウ <u>家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であるもの</u></p> <p>エ <u>単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービス又は生活支援の供給が不十分であるもの</u></p>
3 入所申込み及び受付	(略)	(略)
(1) 入所申込み	ア 入所申込書（様式1号）	ア 入所申込み（様式1号） <u>なお、特例入所に係る入所申込みの場合は、申込者は、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であることについて、現在の状況等を特例入所申込書に記載する。（様式1-2号）</u>
(2) 入所申込書の受付	イ (略) ア 施設は、入所申込書の受付に際し、原則として申込者と面接のうえ、入所希望者本人の心身の状況等を確認する。	イ (略) ア 施設は、入所申込書の受付に際し、原則として申込者と面接のうえ、入所希望者本人の心身の状況等を確認する。 <u>なお、特例入所に係る入所申込みの場合は、施設は、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であることについて、入所申込書の記載等により、申込者に確認する。</u>
(3) 状況の変更に伴う届出	イ (略) 申込者は、 <u>入所申込内容に次の変更が生じた場合には、施設に連絡する。</u> ア～ウ (略)	イ (略) 申込者は、 <u>次に掲げる事項に変更を生じた場合には、施設に連絡する。</u> ア～ウ (略)

項目	改正前	改正後
<p>(4) 特例入所に係る市町村への報告及び意見照会</p>		<p>施設は、入所希望者本人の介護保険の保険者である市町村（以下「保険者市町村」という。）に対して、特例入所に係る入所申込みがあったことの報告を行うとともに、当該入所希望者本人が、特例入所の対象者に該当するかどうかの判断に当たっての意見（以下、「意見」という。）を書面により求めることができる。</p> <p>なお、保険者市町村は、施設から意見を求められた場合又は必要と認める場合は、地域の居宅サービス、生活支援等の提供体制に係る状況及び当該入所希望者本人の担当の介護支援専門員からの居宅等における生活の困難度について聴取した結果等も踏まえ、施設に対して書面により意見を表明する。</p>
<p>(5) 入所検討委員会資料の作成</p>	<p>施設は、(2)の入所申込書、(3)の届出を受け付けた場合には、速やかに入所申込書及び入所順位評価基準（別表）を基に調査票（様式3号）を作成し、次項に定める入所検討委員会の開催日の前日までに入所順位を付けた入所順位名簿（様式4号）（案）を作成する。調査票の合計点数が同点の場合は、「要介護度」や「介護者の状況」等を総合的に判断して、入所順位付けを行う。</p>	<p>施設は、(2)の入所申込書又は(3)の届出を受け付けた場合には、速やかに入所申込書等及び入所順位評価基準（別表）を基に調査票（様式3号）を作成し、次項に定める入所検討委員会の開催日の前日までに入所順位を付けた入所順位名簿（様式4号）（案）を作成する。この場合において、調査票の合計点数が同点の場合は、「要介護度」や「介護者の状況」等を総合的に判断して、入所順位付けを行う。</p>
<p>4 入所順位の決定</p>		
<p>(1) 委員会の構成</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(2) 委員会の開催</p>	<p>委員会は、施設長が召集し、原則として2か月に1回程度開催する。</p>	<p>委員会は、施設長が召集し、原則として2か月に1回程度開催する。</p>
<p>(3) 委員会の所管事務</p>	<p>委員会は、申込書、調査票等に基づいて入所の必要性について検討し、入所順位の決定を行い、入所順位名簿を作成する。</p>	<p>委員会は、申込書、調査票、保険者市町村の意見書等に基づいて入所の必要性について検討し、入所順位の決定を行い、入所順位名簿を作成する。</p> <p>なお、特例入所に係る入所希望者本人の入所の必要性の検討に当たっては、必要に応じて保険者市町村に対して、意見を求めることができる。</p>
<p>(4) ~ (6)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>5 入所者の決定</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>6 特別な事由による入所決定</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

項目	改正前	改正後
14経過措置		<p>平成27年3月31日以前に委員会において入所順位を決定した者のうち、特例入所の対象となる者について施設への入所を決定する際は、3及び4にかかわらず、次のとおり扱うこととする。</p> <p>(1) 施設は、特例入所に係る入所申込みの申込者から、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であることについて聴取する。</p> <p>また、当該入所希望者本人の保険者市町村に対し、特例入所の対象者になる旨の報告を行うとともに、必要に応じて意見の照会を行う。</p> <p>(2) 施設は、(1)の資料により、当該入所希望者本人が2の要件に該当するかどうか、委員会へ諮る。</p> <p>(3) 施設は、(2)の結果、2の要件に該当しないとされた者については、入所順位名簿から削除する。</p>
(別表)入所順位評価基準	(略)	(略)
(様式1号)入所申込書		<ul style="list-style-type: none"> ・保険者名欄の新設 ・説明確認及び同意書欄に、特例入所対象者の状況等の照会等について記載 ・特例入所要件の有無欄の新設
(様式1-2号)特例入所申込書	—	(新設) 特例入所申込者が入所申込書と併せて施設へ提出する様式
(様式2号)受付簿		・保険者意見回答日欄、備考欄(特例入所)の新設
(様式3号)調査票		・特例入所の判定欄の新設
(様式4号)入所順位名簿	(略)	(略)
(様式5号)入所保留者名簿	(略)	(略)
(参考書式)保険者市町村意見照会書	—	(新設) 施設が保険者市町村へ意見照会するための参考書式